

佐賀県告示第 43 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、佐賀土木事務所及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

熊本第一地区

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 10 号までを順次直線で結んだ線及び標柱 1 号と 10 号とを直線で結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市	大字	字	地番
1	佐賀市	川久保	熊本	4466 番 3
2	〃	〃	熊本山	4469 番 13
3	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	熊本	4466 番 2
9	〃	〃	〃	4466 番 1
10	〃	〃	〃	4466 番 3